

Title	社会的平等への主張の根拠について : J.-J.ルソーの場合
Sub Title	Le fondement de la revendication de l'egalite chez J.-J. Rousseau
Author	井上, 坦(Inoue, Akira)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1966
Jtitle	哲學 No.48 (1966. 3) ,p.117- 137
JaLC DOI	
Abstract	<p>Selon les auteurs recents, l'idee de droit naturel ne joue pas de role important dans la theorie sur les droits de l'homme de J.-J. Rousseau, si meme elle y occupait une place quelconque. L'egalite de droits naturels des hommes donc n'est pas reel non plus chez lui. Je voudrais montrer, au contraire, ce qui est suivant. (1) Rousseau a pose le droit naturel pour fondement du droit civil qui concerne sur l'egalite parmi les hommes. Il affirme que le contrat social garantit les droits de l'egalite et de la liberte, mais ne les fonde pas. (2) A l'en croire, toutes les regles du droit naturel decoulent de deux princepes anterieur a la raison, c'est-a-dire, l'amour de soi-meme et la pitie naturelle. Donc Rousseau a refute la notion de la loi naturelle tant qu'elle signifie la loi de la raison. (3) Suivant lui, les hommes sont egaux parce qu'ils se ressemblent. Leur egalite consiste aussi dans une identite de situation et de destinee ; elle " exprime leur commune misere, leur commune faiblesse. Les hommes ne sont naturellement ni rois, ni grands, ni riches ; tous sont nes nus et pauvres, tous sujets aux mferes de la vie, aux dou-leurs de toute espece. Enfin, tous sont condamnes a la mort. Voila ce qui est vraiment de l'homme. (Emile, Liv. IV) Voila le veritable fondement de l'egalite naturelle des droits humains.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000048-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000048-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 社会的平等への主張の根拠について

—J.-J. ルソーの場合—

井 上 坦

## 〔I〕 平等の根拠をめぐる二つの立場

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない。」日本国憲法はその第14条でこのようにすべての国民の「法の下に」おける平等を宣言している。ここから、たとえば教育権の平等の主張もその法的根拠をうるわけである。しかし「法の下に」おける平等は、もし法がなければどうなるのか。この条文を形式的に見れば法がなければ平等もまた存在しないとも考えられる。いわゆる法実証主義的見地をとる者はこのように考える。<sup>(註1)</sup>しかし、たとえ憲法という法がなくても、人間は自然に平等の権利をもって生まれている。即ち平等への権利を法はなくても持っている、と主張する立場もありうる。このような立場は通常広い意味での自然法学的立場とみなされる。「学問のすすめ」の冒頭における福沢諭吉の有名な言葉、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云えり。」も、それが言われるもととなったといわれる「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され<sup>(註2)</sup>」というアメリカ連合諸邦の独立宣言の章句と共に、自然法思想を反映させていると見ることができる。

ジャン・ジャック・ルソー (J.-J. Rousseau) はこの問題をどのように

考えていたろうか。同時に、この問題の解答はそもそも上に述べた二つの立場からしかないのであろうか。これがこの論文の主要な研究目標である。

一見するとこの問題への解答は至極簡単明瞭のように見える。「人間はだれもが認めるとおり、自然には相互に平等であった。」これはルソーの「人間不平等起原論」の中の言明であるが、このいわゆる「第二論文」は終止一貫して、自然的状態における人間の平等を論じ、平等への生まれつきの権利を主張しているように見えるからである。これに加えて、「社会契約論」の初めには「人間は自由なものとして生まれた、しかもいたるところで鎖につながれている。」という有名な文章がある。なるほどこの文章は自然権としての平等権について直接語っているわけではないが、しかし、ルソーにおいて自由と平等という二つの概念が極めて密接な関連をもち、切り離して考えられないものである以上、自由を生まれつきの権利（自然権）として主張することは、同時に平等をも生まれつきの権利として主張するということを用意させると見て、決して無理ではないと思われる。（自然権 [Jus naturale] と自然法 [Lex naturalis] をどこ迄同一視してよいのか、ルソーがこの二つの概念を区別していたか否か、については第 IV 章で扱う）

こういう意味で、ルソーを近代自然法思想家の有力な一人とみなすことは当然と思われてきた。多くの著作家が細かい吟味なしにルソーをそう扱ってきたのであった。しかしこの判定は 20 世紀に入ると大きく変化してくる。ルソーは逆に自然法否定論者の陣営に組入れられることとなる。このような逆判定をもたらした大きな要因として、ヴォーアン (C. E. Vaughan) によるルソーの政治思想のかなり綿密な研究及び原典批判があげられよう。この立場の論拠は次章で述べることにして、とにかく、ルソーのこの点についての立場がそれ程簡単に片づけられるようなものでないことこそ、今や明らかなのである。いう迄もなく事情を複雑にしている大きな要因として「自然権」や「自然法」(jus naturale, lex naturalis) という

概念そのもののもつ曖昧性というものが加わっている。ルソー自身が既に「自然法」や「自然権」という概念のもつ曖昧さを十分意識していた。「自然権 (droit naturel) の真の定義についてのあれほどの不確実さと不明瞭さ……」と彼は嘆き、「ほとんど自然を知らず、法 (loi) という語の意味についてもほとんど一致していないとすれば、自然法 (loi naturelle) の妥当な定義をきわめることはよほどむずかしい筈である」と述べているのであるから。<sup>(註4)</sup>

したがってルソーを自然法論者とみるにせよ、見ないにせよ、そこには自然法を結局彼はどう解したのか、ということの解明と同時に、論者自身が自然法をどのように定義するのかということの問題がからまって来るわけである。このことを注意していないと、私達は単なるレッテル貼りの問題に引ずり込まれてしまう。よいレッテルを貼ることは必要でもあるし、便利にも違いないが、レッテルに振り回されずにまずその内容を検討しなくてはならないのである。

以下私はよりレッテルをはる(妥当な結論を下す)前の準備としての内容の検討を始めるわけであるが、その第一歩をヴォーアンの主張の検討から初めてみたいと思う。

## 〔II〕 ルソーについての法実証主義的解釈

ヴォーアンは自己の立場(ルソーは自然法を否定したとの立場)を彼の名をこの方面で確立したところの、「ルソーの政治論文集」の序文で凡そ次のように要約している。(なおこの著は原典に綿密な註を附したもので、私の論文でも註で示した通り引用はこの著からおこなっている)ヴォーアンによればロック (J. Locke) の理論のかなめ石は「自然状態においてすべての人の中に知られかつ読まれうる自然法—他人の義務の法—の仮定」にあった。<sup>(註5)</sup>しかしヴォーアンによればルソーは決してこのような「幻

想」にあざむかれはしなかった。ルソーはこのような義務の理解は長い進歩の結果であると考えたのであった。「不平等起原論において、逆にその欠除によって目立つところのもの」は正に自然法(註 6)の概念なのである。このことはヴォーアンによれば、ルソーが一切の「生得観念」(innate idea)を認めなかったことにも裏付けをもつとされる。さらにこの見解は「不平等起原論」とその執筆時期が前後すると推定される、「社会契約論第一稿」(いわゆるジュネーブ草稿)においてももっとも明らかに支持されるという。ヴォーアンによれば「ルソーが自然法の概念を却けている章こそ思想の洞察力についての記念塔なのである。」この章とは具体的にはジュネーブ草稿、略号 Ms. G. Book I, Chap. ii. [De la société generale du genre humain]を指している(後の版ではしかしこの章は取除かれた)。たしかにこの章においてルソーは次のように述べている。「自然権及び同胞愛 (fraternité) のこの健全な観念はかなり後で広まり、かつゆっくりと展開したのであって、これらを十分に一般化したものこそキリスト教に他ならない(註 7)」と。このような箇所や、「社会秩序はすべての他の権利の基礎となる神聖な権利である。しかしこれは自然から由来するものではない。それはだから約束 (convention) にもとづくものである。」(註 8)という言明を根拠としてのヴォーアン説は、たとえば A. シャンツ (Albert Schinz) や、A. コーバン (Alfred Cobban) らの支持をえて新らしいルソー解釈として勢力を振った。(註 9)もっともこのようにルソーを解釈することが直ちにルソーの社会や法に関する理論を高く評価することに結びつくわけではない。たしかにヴォーアンを初めとして、実定法や国家の意味を強調する実証主義者やナショナリスト達には、この解釈は同時にルソーの進歩性を意味するものであろうが、しかし、他方コーバンのようにこの点に関してルソーへの非難を行うものもいるのである。

いずれにせよ、これらの人々の解釈ではルソーはホッブズ (Th. Hobbes) に近づけて解釈され、ルソーはホッブズから多くのものを学びとったとい

う面が強調される。

そこでまずこの点の検討から出発して今度は逆に、ルソーの自然法（実は自然権）肯定の根拠をたどってみよう。

### 〔III〕 ルソーの自然権論

ルソーは「戦争状態について」<sup>(註 10)</sup>の断片においてホッブズの体系を「恐怖にみちかつ不合理なもの」と呼んでいる。また、「エミール」の中でもホッブズを指して「ソフィズムによっている」<sup>(註 11)</sup>と述べるが、ソフィストはルソーの嫌悪するものである。殊に非難が顕著なのは「社会契約論」において皇帝カリグラの推理はホッブズやグロチウスのそれと一致すると述べて、生まれながらの不平等の概念を攻撃する場合である。「ホッブズの考えによれば、人類はいくつかの家畜の群に分たれ、その各々の群には主人があり、その主人は家畜をむさぼり食うために番をしている、ということになる。」<sup>(註 12)</sup>

ルソーはこうしてホッブズの法概念が現実の不平等を是認する法を肯定する傾きをもつものとして排撃する。ルソーにとって何より問題なのは、ジュネーブ草稿で述べられるように「現にどうあるか (ce qui est) ではなく、適わしくかつ正しいものは何か (ce qui est convenable et juste) という問題なのである。」<sup>(註 13)</sup>

この文章の中には、現実の法を超えて、逆に現実の適否を決する、より高次の原理を求めるルソーの態度が既に明らかに示されているといえる。少くとも狭い意味での法実証主義の否定、実定法万能主義の否定を私はそこに読みとらざるをえないのである。

私達はさらに進んで、ヴォーアン等の主張を「不平等論起原論」や「ジュネーブ草稿」の問題の章にあたりながら検討批判してみたいと思う。

◎ジュネーブ草稿について

「自然により指令された、この自称の社会条約 (ce prétencu traité social) は全くの空想である」<sup>(註 14)</sup>。この「社会条約」ということばをヴォーアンは註釈してこれは「自然法」をさすとしている。そして又これが、「ジュネーブ草稿」において『自然社会』及びそれと共に『自然法』の概念が明らかに却けられている<sup>(註 15)</sup>」ということの一つの根拠なのである。しかし、これはヴォーアンのいささか強引な議論であろう。ここではある特定の社会契約概念、即ちディドロ (D. Diderot) がその「自然権論」(Droit naturel 1755) で展開した限りでの概念の矛盾をルソーはついているのであるから。ディドロによれば「人間は社会に生きるためにつくられた」ものとして社交性 (sociabilité) をその本性又は自然 (nature) の中にもっている；とされる。これはまた「すべての人の福祉ということが、人類 (le genre humain) のもつ唯一の情熱 (passion) である」<sup>(註 16)</sup> という意味の人間性を強調することと関連してくる。ディドロによればこのような人間の自然によって、社会契約は直接的に、かつきわめて容易に、人類の存在と共に措定されることとなる。実際のディドロの思想がどうであったかについては今猶いくたの議論がある。しかし、ルソーの目にはディドロの議論はこのように映ったのであった。ルソーはディドロの説くような社交性も人間全体の福祉への情熱の強さも信じなかった。ルソーの自然人 (l'homme naturel) は自由かつ相互に平等であり、自己への愛によって行動はするが、社交性や人類の福祉への情熱などを先天的所与としては持っていない。だからこそ、ディドロ的な自然によって措定されるような自然法は実は一種の社会契約に他ならず、したがって一箇の夢想であると、ルソーは難じるのである。もう一つの直接の問題点は次の言明である「むしろ理性の法と呼ぶべきだろうが、自然法の概念はただ情熱の (理性に) 先行する発展が情熱のすべての指令を無力にする時にのみ発展し初めることを見よう。」<sup>(註 17)</sup> しかし、この言明もまたディドロの理論を自己矛盾に陥し入れるためになされている

ることを見落してはならない。ルソーはここでディドロの仮説を認容すれば自然法が理性の法である限りやはり原本的なものとして存在するのではないという結論になることを示しているのである。

そうしてこれこそは大切なことであるがルソーの見解の核心は、自然法(実は自然権)を決して理性の法と同一視しない点にこそある。自然法はその源泉としても、認識方法としても、理性を必然的要因とはしないし、ましてや自然(人間の)と理性は同一ではない。これがディドロのみならず、ロックとも、また、プーフェンドルフ(Pufendorf)らのいわゆる法学者(jurisconsult)達ともルソーを異ならしめる一つの決定的な点なのである。このことはルソーの自然法概念が窮極的には自然権中心のものと判じられるための、いわば人間学的根拠をも提供することとなるであろう。

### ◎人間不平等起原論について

さてこのことを論じるためには、「人間不平等起原論」「エミール」などが豊富な材料を提供してくれる。私はここにもっとも明らかにこの間の事情を示している有名な文章をあげておこう。「人間精神の最初のもっとも単純なはたらきについて沈思した結果、私はそこに理性に先立つ二つの原理(principe)を認めうると信じる。」この二つの原理とはまず自分自身への愛(amour de soi-même)であり、次にこれを補う憐れみの念(pitié)である。ルソーはいう。「この二つの原理を私たちの精神がいろいろに組合せたり、協力させたりすることから、自然権(droit naturel)のすべての規則は流れ出てくるように思われる。」<sup>(註 18)</sup>と。ルソーによれば「理性とは、いわば他のすべての機能の合成物(un composé)であり、その発達のもっとも困難でかつ遅いもの」<sup>(註 19)</sup>なのである。したがって自然権やこれを中核とする意味での自然法は理性の発達以前に存在する。自然権や自然法の認識に関して、ルソーは理性の役割を認めるけれども決して理性にのみその役割を独占させはしないのである。「もし自然法が人間理性の中にのみ記されてあるならば、自然法は人間の多くの行為を支配することはできないだろう。しか

し、自然法は同時に人間の心情 (le coeur de l'homme) の中に消しえない文字をもって刻まれてもいる。<sup>(註 20)</sup>「戦争状態について」の断片の中でルソーはこのように述べているが、これは「正義は決して……理性により形成されるものにのみ属するのではなく、また同時に、真の根原的感情 (les véritables affections primitives) の成果である……一切の自然権はもしそれが人間の心のある自然的必要 (un besoin naturel au coeur humain) に基づかないならば、<sup>(註 21)</sup> 夢想に他ならない。」という「エミール」の中での陳述とよく照応している。

こうしてルソーの自然法はそれが人間の中に存する場合でも決して理性と同一視されてはならないことが判る。ルソーの場合、理性は社会生活の発展と密接に結びついて考えられている。理性の社会的性格の重視こそルソーの大きな特色をなすものなのであった。したがって先に引用した「むしろ理性の法と呼ぶべきだろうが、自然法の概念は……」の文章が決してルソーの考える自然法の否定をではなく、ただディドロやロックの考えるような、理性法としての自然法の否定にあることは今や明らかであろう。

以上私は自然法という概念をかなり広く柔軟に解する時（そしてルソーはそれを自分でも行った）、ルソーが実定法や実定法による権利の基盤（あるいはこれを判定する規準）として自然権のさらには自然法の概念を主張するものであることを明らかにしえたと思う。私はそこでさらに進んで、これと関連して、先に指摘したように、ルソーの自然法概念は自然権概念をもっぱら意味するものと解されうることを論じようと思う。

#### 〔IV〕 自然権と自然法の区別

法 (lex, loi) と権利 (jus, droit) の区別は必ずしも明瞭ではない。殊に権利と訳した jus, droit ということばはしばしば法と訳するにふさわしい用法を受けている。ダントレーブが指摘するようにむしろ自然法論者など

でも区別せずに使用して来た場合が多いのである。<sup>(註 22)</sup> この点についてはルソーも又例外ではなかった。しかし私はこの二つのものを区別することを強調したホッブズをこの点では正しいものとする。ホッブズは次のようにいっている。「権利とは自由、すなわち市民法 (lex civilis) が私たちに残す自由であるが、市民法とは義務 (obligation) であって、自然法が私たちにあたえた自由をとりさるのである。……法 (lex) と権利 (jus) とは義務と自由とがちがうのと同様に異なるのである。」<sup>(註 23)</sup> と。別の箇所でも次のように「権利」を「法」と区別して規定する。「権利はなすか、それともなすことを控えるかの自由に在るのに対して、法はそのいずれか一方に決定し、それに拘束する<sup>(註 24)</sup>。」と。

ところで 17, 18 世紀の自然法論者は恐らくこの明確な対立的ともいうべき差を肯定しないだろう。また、ロックなどはむしろ義務を含む自然法こそ自然権の成立の前提条件と考えていたようである。そしてこのこと(法は権利の前提)はロックその他の自然法が理性法であることと密接に関連している。なぜか。

そもそも法の認識にとって不可欠な(義務の認識)はまず自我と他我的対立を認識し、さらにそこに社会的関係の成立することに関しての、より包括的認識をも要求している。そしてこれらの認識こそ理性の作用に待つ。客観的な法を認めるためには理性の働きが不可欠である。ロックらの自然法が理性法であり、理性の法として常に必ず権利の成立に先行するゆえんである。けれどもルソーによれば、理性は社会生活を基礎として始めて発達する。自然の状態においては理性は未だ「可能な力」として潜んでいるにすぎない。したがって、もし客観的法が存したとしても人間はこれを認識することはできない。しかも、ルソーの理論的仮説では人間の自然状態はいわばモナド論的に一人一人が独立して考えられており、社会的交流は必然的ではないとされている。これら二つの理由からして、ルソーの自然法の概念が、通常の使用での義務や拘束を含むものを意味するとは、考え

られないのである。したがってルソー自身も時には混同して使用しているが、ルソーの意図を全般的に見れば、ルソーがもっぱら自然権の存在というものを主張していたことが認められるだろう。

再び先に引用した「不平等起原論」の文章を繰返せば、人間精神の二つの原理は「自分自身への愛」とこれの延長としての憐れみの念であり、この二つの原理の組合せから、自然権のすべての規則はでてくる、のであって、ここには義務と拘束の入る余地は論理的にはないのである。しかもルソーが窮極的に人間の第一原理と考えるものは「自分自身への愛」である。このことは「エミール」を初め各所で繰返し述べられている。しかも、この根原的な自分自身への愛は常に善きものであると断ぜられる。<sup>(註 25)</sup> (社会生活の中に生じてくる派生的、競争的な自己愛即ち amour-propre をばルソーは真の自分自身への愛 (amour de soi) と嚴重に區別して、排斥する)そしてここにこそ人間の自然的権利の無条件的肯定がその原泉をもつのである。換言すればルソーの自然権はまず何よりも自己を愛しぬくことへの権利であり、自己を愛することの正当性の主張の肯定なのである。

そして社会的平等の根拠は、このように「人間は誰でも自分のことを先にする」ことにおいてひとしい (平等である) という「事実」(fait)にある。(「事実」という概念の含む問題点については少し後で検討しよう)とにかく「単に実定法によって認可される人為的精神的不平等 (inégalité morale) はそれが同じ比例で自然的身体的不平等 (inégalité physique) に符合しない時は、いつでも自然権に反する。」<sup>(註 26)</sup> という言明を、「不平等起原論」の結論としてルソーがなすのを読む時、ルソーが平等の権利を人間のもつ自然の権利として考えたこと、そしてこの自然の権利を、人間は人間であるという、いわば否定しようもない根本的事実から直接に生じるものとして、自明のもの、即ち義務や拘束力さらにはそれらの組合せとしての「法」の体系の成立に論理的に先行する大前提、として措定したことを、私たちは認識せざるをえないのである。

〔V〕 自然権の根拠—より高次の根拠の探究—

社会的不平等の否定、逆に言えば平等への主張が、ルソーにおいては、自然的平等、換言すれば自然権の平等性によっていることを見てきた。ここでどうしても今一度振返って、自然的な権利の平等性の根拠というものを、ルソーはどのように考えたのかをもう少し問うてみなくてはならないだろう。

このもっとも困難な問題についてのルソーの見解（それは必ずしも現在の私たちが要求するような論理的、概念的に明確な形で述べられてはいない）を照し出す手掛りを、やや逆説的に見えるが私はルソーがある種の不平等の存在というものは自然の中にも認めていたということの中にまず求めたいと思う。

既に前に示した引用の中でもルソーは身体的不平等の存在について触れていた。ルソーによれば人類の中には二種の不平等がある。「一つは、それが自然によって設定されるものであるから、私（ルソー）が自然的 (naturel) または身体的 (physique) 不平等と名づけるものである。」これはルソーによれば「年齢や健康や体力の差と、精神の質の差 (la différence des qualité de l'esprit ou de l'âme)」から成立しているとされる。<sup>(註 27)</sup>（他の不平等はいうまでもなく社会的不平等である）こうして見ると、ルソーはなんでもすべてを等しくしなくてはならないと考えていたのではない、ということがわかる。同時に、権利の平等が「すべての点で完全に等しい」という「事実」によっているのではないことも明らかである。では、ルソーは「権利の平等」は、「事実の平等」とは断絶したレベルにあるとしたかといえば、やはりそうでもなかった。ではどうなのか。まず純粹に身体的不平等については、それは人間同志のもつ大きな類似性に比較してはるかに僅かなものである、とルソーは考えたようである。問題は精神的差であるが、これも、政治的制度によりいわば増幅されない状態においては、不平

等というよりむしろ個性差とも表現されるべきものとルソーは考えていたのである。こうしてルソーの目に強く映じたのは大局的見地、巨視的視野における、人間同志の類似性、共通性の存在であった。「人間は自然的には王でも貴族でも宮廷人でも富者でもない。万人は裸かで貧しく生まれ、生活の苦しみや痛みや不足やにさらされている。万人は死ぬように定められている<sup>(註 28)</sup>」と。そしてルソーによればこれこそ「真に人間的なこと」なのであった。要するに、「権利の平等およびこれから生じる正義の観念は、それぞれの人が自分のことを先にすることから、したがってまた人間の自然から出てくるということ<sup>(註 29)</sup>」を窮極の根拠として、状況と定め (destinée) における打消し難い類似性、多少のバラツキを呑みこむ一つの曲線の存在、というものが、ルソーの感得した自然的平等の「事実」なのであった。このようにして、ルソーは実定法の下における社会的平等の主張の根拠を平等への自然的権利の中に求め、さらに平等への自然的権利の理拠を、人間の条件と定め<sup>(註 29)</sup>の類似性という「事実」においたのであった。

ところでこのようなやり方は、権利についての言明の根拠を、結局は、広義の「事実」の中におく、という運び方において、問題を孕んでいることは否定できない。いわゆる自然主義的ファラシーの問題がここに登場する<sup>(註 30)</sup>。しかし、誰よりもまずルソーその人が事実の問題と権利の問題の質的差<sup>(註 31)</sup>をある程度は認識していた人である以上（「不平等起原論」の本論冒頭）決して単純な無自覚さで、ルソーが権利の根拠を事実の中に求めたとは思えない。しかも猶、敢えてルソーがそれをなしている点にこそ、ルソーをルソーたらしめるものがある。即ち、権利の根拠を神の命令や理性の推論の中に見出しようとする狭義の自然法論者、から識別することの理由があるのである。もっともルソーのいう事実は単なる事実ではなく「自然的事実」(le fait naturel) である。そして自然的 (naturel) ということばの中に、その思想の栄光と混濁を抱えこんでいる点においては私はルソーと同時代の自然法論者との強い照応点を見出すのである。これは時代を特徴

ずける思惟方法であると同時に、深くその根を西欧的人間の思惟構造の伝統の中に下しているように私には思える。この点に関しては先に発表した私の論文がいくらか参考になるであろう。私はそこで 1) プラトニズム、2) 体制変革の欲求、3) 農民層中心の改革、がルソーの「自然」の三大特質であることを指摘しておいた。<sup>(註 32)</sup>

私はルソーが自然権 (droit naturel) の存在というものを、もっとも基本的な大前提として認めたことを論じてきた。もしルソーが自然権を戦術的見地からのみ考えていたならば、ルソーを、たとえかなり拡張し変形された意味にもせよ、自然権の存在を主張した者の中に入れるのは問題となる。しかし、ルソーは近代的法実証主義者でないと同様に、新カント派哲学の影響の下に規範としてのみ法を考えるケルゼン (H. Kelsen) におけるような意味での「純粹法学」の創始者でもない。ルソーは既に私が論じてきたような意味においては自然権を自然的事実によるものとして認容しているのである。ただし、ルソーが伝統的な自然法論者と類似しているのは、「自然の」という形容を受けるものが根拠であるという、正にその点までである。ルソーはいわばその点に立止り、その点を死守している。決して、これ以上に出て、いわゆる自然法の体系をつくったり、書かれざる条文を書かれたものへと照し出すような努力はしていない。自然法論者にとって「善はなすべし、悪は避くべし」は自然法の前文に過ぎない。<sup>(註 33)</sup> しかし、ルソーはこの前文ならびにこの前文のさらに前のものとしての、「自然的事実」のみを自然法の中心として認容したのであったといえよう。

しかも、既に論じたように、ルソーは自然権の根拠を万人が自分自身をまず愛するということの平等という事実においた。このことはおのずと次の重要な事柄、即ち、ルソーは平等の正当性の根拠を、神の意志にも、理性の働きにも求めなかった、ということを含意している。この点からしてもルソーは決して単純に自然法論者の中に加えられるべきではない。自然

法の概念や理論を、ストア学派に発し、中世に引継がれ発展させられてきた、もっとも伝統的なものにより解釈するなら勿論のことであるが、グロチウス、プーフェンドルフ、ブルラマキらのいわゆる近代自然法学の意味において解する時さえも、やはり、ルソーのそれは異質的といわねばならない。

だから少くとも問題の中のある箇所は、どこ迄新しい内容を古い概念あるいは名前に盛込んでよいかという、概念規定の柔軟性に関することである。自然法の理論はもし固定的（あるいは伝統的）に定義されるならばルソーの説くところと異なる。自然権という概念もルソーの場合はこれに伴なって変化を遂げている。飛躍と断切がそこには確かにある。しかし、にもかかわらず、ルソーは彼の理論や思想の中核的なものを、常に「自然」とか「自然の」ということばで表現した。そうして、そのゆえに、私はこれらのことばのもつもろもろの陰影をそのまま込めて、やはり、ルソーを自然権の主張者と呼びうると思うのである。

## 〔VI〕 社会的平等の目的

私たちが根拠を問う場合、実は目的を問うている場合もしばしばある。少くとも問題の解明に光を別の角度から当てる意味はもつだろう。そこで次に私は、ルソーにとって平等は自己目的というよりむしろ、自由を目的として自由を守るための機能において重要であること、即ち、しばしば自由と平等と並置されるがルソーはこの二つに重みの差を設けているということを手短かに、を論じてみよう。

その前にまず、これまでは抽象的にのみ論じて来た平等という概念の内容を、どうしても社会的平等に関してやや詳しく規定しなくてはならない。

ルソーは不平等の発達を論じて次のように図式化した。「私たちは法律と所有権との設定が、不平等の発達の第一項であり、為政者 (magis-

trateur) の職の制定が第二項、最後の第三項は適法の権力より恣意の権力  
 への変遷であったことを見出すであろう。<sup>(註 34)</sup> と。この「不平等起源論」の  
 文章は次の「ポーランド王への返書」における「悪の発生学」の叙述と照  
 応して、ルソーが経済的貧富の不平等を攻撃し、経済的平等を平等の第一  
 の内容とすることをよく示している。曰く「悪の第一原因は(所有の)不平  
 等にある。不平等から富者が生じ……富者から浪費と怠惰が生じる」<sup>(註 35)</sup> と。

身分や階層の差は経済的不平等から生じるものである以上、当然一しよ  
 に否定される。したがってルソーは人より富む権利、人に服従を強いる権  
 利を正当な権利として認めない。ただ所有権に関しては、それが先んじて  
 所有することに加えて、労働の附加をもった場合に初めて、所有権の成立  
 を認容したのであった。<sup>(註 36)</sup> こうしてルソーの考える権利の具体的内容は、基  
 本的には、自己の生命の保存の権利 (amour de soi-même の肯定)、自由  
 の権利、労働と先占を条件とする所有の権利の三つとなり、これらと次元  
 を異にして、これらを包むものとしての、「これらの権利の平等」の権利  
 が考えられるのである。平等権は、「権利の平等」への権利として、初め  
 て充実した意味をもつ。ルソーは決して、ただ平等のためののみ平等を主  
 張するような、悪しき「平等至上主義者」ではなかった。平等のための  
 み平等を考える時、平等と自由は両立し難いものとなり、自由は押し殺さ  
 れざるをえない。ルソーの考えた自由と平等の関係は決してそのような  
 のではなく、平等は逆に自由を保障するものであった。

このことはルソーは自由 (liberté) ということを人間のもっとも基本的  
 な与件とした。<sup>(註 37)</sup> ことと密接な関連がある。これは、人間の本質を理性的  
 (rational) なものに見出していた伝統的な考え方とかなり異なる点である。  
 ルソーは自由な存在である点に、人間と他の動物を区別するもっとも重大  
 な一線を見出している。「人間の魂の精神性 (spiritualité de son âme) が  
 現れるのはとくにこの自由の意識においてである。」自由な行為者の資格  
 において自然の行動に協力するという、正にその点こそルソーにとって人

間を人間たらしめるものである。したがってこの自由を放棄することは人間から人間の資格を奪うことであって、ルソーの断じて許容するところではない。「人間がそのために生まれて来たところの根源的自由」はプーフェンドルフのいうように譲渡できるものではけっしてない。

ではルソーのかくも大事にする自由とは何だろうか。自由という概念のもつもろもろの曖昧性と空虚性を、現代の意味論的分析はあばき出した。あるいはまた E. フロム (Erich Fromm) などにより「……からの自由」と「……への自由」の区別などが指摘された。<sup>(註 38)</sup> ルソーは果してこの二種の自由の存在や、自由ということばがもつ危険な数多くの罣について気がついたであろうか。これは重要な問題であり慎重に検討されなくてはならない問題である。しかしただここでは私は次のような示唆を述べるにとどめよう。即ち、ルソーは自由という概念の曖昧性について、ある程度の自覚を持ちながら、あえて、自由ということばを、他人により（自然によってではないことに注意されたい）拘束されもせず、他人を拘束もしない、という消極的又は否定的状態を指して使用していた、ということをおくのみにする。<sup>(註 39)</sup>

ともかく、ルソーは自由を深く愛した。ルソーの平等は自己目的ではなく、もろもろの権利の実現の必要条件として、なかんずく、この自由を守るための必要条件として、考えられている。この意味で平等は目的としての自由とその根拠をもつという表現も可能であろう。

## 〔VII〕 社会的平等の保障

権利の平等は打消し難い事実として、人間の自然から導かれた。今や、社会状態に生きる人間の間、この自然的平等を回復し、保障する方途が見出されなくてはならない。社会的平等の保障を与えるものは何か。それは社会契約 (contrat social) であり、社会契約の上につくられる市民法

(loi civil) である。これがルソーの答えであった。「社会契約論」はこの答えを詳細に述べたものである。再びいうが、社会契約は決してヴォーアンが考えるように、一挙に人間の権利を創造するものではない。人間の自由、生命、などの権利、および、それらの権利の平等への権利は、自然が既に与えている。社会契約はこれらの権利の回復であり、保障の機能を果すものである。こう理解しなくては次のようなルソーの文章は不可解となってしまう。「こうして、政府が主権をさんだつする瞬間、社会契約は破れ、すべての市民は権利により自然的自由に戻り、強制はされるが義務づけられて従うことはない。」<sup>(註 40)</sup>あるいは「法は人間の間(註 41)に 自然的平等の 権利を再興する」(政治経済論)

社会状態での契約は仮りに成員すべてが合意したとしても、正当性をもたない場合がありうる。ルソーはこの間の事情を次のようにいった。「人間は好みにより所有するものを分つことができる。……しかし、これは自然の本質的所与については、即ち、生命、自由、についてはあてはまらない。」<sup>(註 42)</sup>と。仮りに、生命、自由の権利を譲渡するような契約がすべての人の間で成立したとしても、それは無効である。このようなルソーの判定の中に、私たちは、ルソーは、契約が真に社会契約の名に値するものたることの規準として、自然権の存在を要講し確信していた、ことを知るのである。

この自然権と社会契約（及びそれに基づく市民法）の関係を、もっと連続したものとして、自然権を軸として、表現した文章が、ジュネーブ草稿にはある。そこでルソーは自然権を二種類にわけ、第一の自然権は固有の自然的なもので、人間の魂の深みから由来し、第二の自然権は「推論された自然権の諸法律 (règles de droit naturel raisonné) であり、これは私たちの社会の影響の下に従う。」<sup>(註 43)</sup>としているのである。

しかし、ヴォーアンらが指摘するように、上記の文章とは一見逆に、社会契約の絶対性、権利を創造する性格についての文章も、「社会契約論」の中には見られる。この論文の初めにも既に引用しておいたが有名な次の

文章はどう解すべきか。「社会秩序はすべての他の権利の基礎となる神聖な権利である。しかしながら、この権利は自然から由来するものではない。それはだから約束 (convention) にもとづくものである。」

しかし、よく考えればこの文章は実はいわゆる社交性 (sociabilité) が人間の本性に必属するものではないこと、したがってまた、集団的生活を営むということは人間のもつ可能性という意味での権利ではあるにせよ、必然としての自然から由来するのではないことを、主張するのみである。人間は蟻や蜜蜂と異なって、合意の上で社会を形成する。少くともそこには社会を否定する可能性は残されている。この意味で社会生活の関するもろもろの権利や義務は約束 (convention) にもとづくのであって、自然に由来するのではない、と言われるのである。

ともあれ、社会生活を営む社会的人間にとって、法は自然の権利を回復し、保証する大切な機能を果すものとなる。これは、ルソーが理性を社会的状態において高く評価するのと軌を一にしている。「法は本来、社会的結合の諸条件以外の何ものでもない。」<sup>(註 44)</sup> こうルソーは明言している。しかし、正にこのゆえにこそ、「法をつくるものは法に従がう人民そのものでなければならぬ」のである。このようにして作られた法、「一般意志」(volonté générale) に一致する法こそ、真に法の名に値する法であり、ルソーをして「人の上に法を置け」と言わしめた法なのである。

このような基本的な法概念の上に、ルソーはかなり具体的に、技術的な面にまで及んで、社会的な平等の権利を保証するプランを立てた。それらの具体的示唆は、ルソーの生きた代によって、また、ルソーの個人的な傾向によって、色づけられ、生気を吹き込まれている。したがって、それらの示唆がそのまま現代に適用されるとは思えない。しかし、ルソーが取組んだ問題の核心がもつ重要性と、その根本問題に対するルソーの答えが提起するものは、弱まることなく現代に迄伸び、真摯な思索と応答を迫っている問題なのである。

- (註 1) 法実証主義の解釈は必ずしも明瞭ではないがここでは実定法中心主義という狭い意味で使用する。
- (註 2) 人権宣言集 (高木他編, 岩波文庫) 114 頁。
- (註 3) Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes (以下引用は, The Political Writings of J.-J. Rousseau, ed. by C. E. Vaughan, Oxford, 初版 1915, 再版 1962, 2 Vols による。この言明は Vol. I, p. 135 にある) 邦訳, 岩波文庫版, 24 頁。
- (註 4) Inégalité, Vaughan, Vol. I, p. 137, 邦訳 26 頁。
- (註 5) Vaughan, Vol. I, p. 16.
- (註 6) Vaughan, Vol. I, p. 16-18.
- (註 7) Vaughan, Vol. I, p. 453.
- (註 8) Contrat social, Liv. I. Chap. I, Vaughan, Vol. II, p. 24, 邦訳, 岩波文庫版, 15 頁。
- (註 9) A. Schinz, La Pensée de J.-J. Rousseau (Felix Alcan, Paris, 1929) p. 378 f; A. Cobban, Rousseau and the Modern State, (London, 1934).
- (註 10) L'état de guerre (1753~5?) ヴォーアンによれば 1755 年より前に執筆の公算が多きいが, 1751 年以前ではない。Vaughan, Vol. I, p. 281-307.
- (註 11) Émile ou de l'éducation (Garnier) V. p. 584. 邦訳, 岩波文庫版 (下) 227 頁。
- (註 12) Contrat social. Liv. I, Chap. ii, (Vaughan, Vol. II, p. 25) 邦訳 17 頁。
- (註 13) Vaughan, I. p. 470, Ms. G. I. Chap. V.
- (註 14) Vaughan, I, p. 449.
- (註 15) Vaughan, I, p. 441.
- (註 16) Droit naturel, § 6, (Vaughan, I. p. 431).
- (註 17) Vaughan, I. p. 449.
- (註 18) Inégalité, (Vaughan, I. p. 138) 邦訳, 28 頁。
- (註 19) Emile, II. p. 76 邦訳 (上) 123 頁。
- (註 20) Vaughan, I. p. 294.
- (註 21) Émile IV, p. 278 & note 邦訳 (中) 50 頁。
- (註 22) A. P. ダントレーブ; 自然法 (久保正幡訳, 岩波, 1965) p. 87 ff.
- (註 23) リヴァイアサン (水田 洋訳, 岩波文庫, 卷二), p. 206.
- (註 24) ダントレーブ; 上揚書, p. 88.
- (註 25) Emile, II. p. 81, 邦訳上, 130 頁, IV 247-279, 邦訳中, 3-7, 50 頁. Iné-

- galité, note (0) Vaughan, I, p. 217 邦訳, 167-8 頁.
- (註 26) Vaughan, I. p. 196, 邦訳 120 頁.
- (註 27) Inégalité, (Vaughan, I. p. 140) 邦訳 34 頁.
- (註 28) Émile IV. p. 260, 邦訳中 24 頁, また III. p. 224-5 邦訳上, 345 頁にも同様の趣旨の文章がある.
- (註 29) Contrat social Liv. II, Chap. IV, (Vaughan, Vol. II, p. 44) 邦訳 50 頁.
- (註 30) 自然主義的ファラシーとはその諸前提が事実言明からのみ成立しているのに, その結論が価値や規範を含むような演繹的推論をさす. E. ムーアが J. S. ミルの倫理学がこのファラシーを冒している, と指摘したことは有名である. しかし, 推論を厳密な形式論理的演繹にのみ限定せず, より広い文脈で考察する時は, 必ずしもファラシーとは言えない, という議論も最近提起されている. しかしルソーの論法はその場合でもそれで直ちに肯定される訳ではない.
- (註 31) 「それゆえ, まずすべての事実を捨ててかからう. なぜなら, 事実は少しも問題に関係がないのだから」(Vaughan, Vol. I, p. 141) 邦訳 36 頁.
- (註 32) 「哲学」(三田哲学会編) 45 集, 1963, における私の論文「Rousseau の “nature” と “vertu” が意味するもの」を参照.
- (註 33) ジャック・マリタン: 人権と自然法 (大塚市助訳, エンデルレ, 1948) p. 57.
- (註 34) Vaughan, Vol. I, p. 190 邦訳 111 頁.
- (註 35) Réponse au roi de Pologne, 1751. (Oeuvres complètes de J.-J. Rousseau, Dalibon Libraire, Paris. MDCCC XXVI, Tom I), p. 94.
- (註 36) Émile II p. 89 ff. 邦訳, 142 頁以下.
- (註 37) これを証する文章は数多いが, 例えば, 「凡ての善の中で第一位のものは権力ではなくて自由である。」(Émile, II. p. 69, 邦訳上 112 頁) 「自分の由の放棄, それは人間たる資格を放棄することである。」(Contrat social. Liv. I. Chap. IV, p. Vaughan, Vol. II, p. 28) 邦訳, 22 頁 「動物の間で特別に人間を区別するものは悟性ではなくて, むしろ人間の自由な能因としての特質である。」(Inégalité, Vaughan Vol. I, p. 149) 邦訳, 48 頁.
- (註 38) エーリッヒ・フロム: 自由からの逃走 (日高六郎訳, 創元新社, 1964.) p. 33-50 参照. ただし, 「……からの自由」の意義についてはフロムの扱いに私は必しも賛成ではない.
- (註 39) 例えばルソーはいう「自由は自己の意志をなすよりは, むしろ他人の意志に従わされない事に存する. 自由はまた他人の意志を私たちの意志に従

わせないことにも存する」と。(Lettres de la montagne, Lettre VIII, [Oeuvres complètes, Tom. VII].

- (註 40) Contrat social, Liv III, Ch. X, Vaughan Vol. II, p. 88-89, 邦訳, 123 頁.
- (註 41) Économie politique, Vaughan, Vol. I, p. 245.
- (註 42) Inégalité, Vaughan Vol. I, p. 187, 邦訳 107 頁.
- (註 43) Vaughan Vol. I, p. 494, Ms. G. Liv. II, Chap. IV.
- (註 44) Contrat social Liv. II, Chap. VI, Vaughan Vol. II, p. 50 邦訳, 60 頁.